

「薫風新都」みんなでつくる・笑顔あふれる小城市

市報 **おぎ**

2005

APR

4

第2号



牛尾梅林

特集

小城市探訪

もっと知りたいみんなの小城市 2、3

こんにちは！市役所です…………… 4～6
健康コーナー…………… 7
暮らしの生活情報…………… 8
国民健康保険…………… 9

在宅介護支援センターだより…………… 10、11
施設紹介…………… 12、13
児童館だより…………… 14、15
情報いろいろ…………… 16、17

小城市探訪



北にそびえる天山の山並み、ゆったりと流れる祇園川・牛津川、南に望む有明海、中央にひろがる田園風景が四季折々の表情を見せてくれます。

豊かな自然と歴史・文化に恵まれたまち「小城市」。

そんな、小城市の名所をご案内します。

もっと知りたい！ みんなの小城市

美しい景色がひろがる小城路を散策してみませんか！



①小城公園

「さくら名所百選」3,000本の桜や25,000株のつつじに彩られ、人々の目を楽しませてくれます。



②江里山の棚田

棚田百選にも選ばれていて、秋には真っ赤な彼岸花が咲き棚田の畦一面が朱色に染まります。



③牛尾梅林

牛尾神社の裏山一帯の梅林に香る白い梅の花は、春の訪れを感じさせます。



④清水の滝

豪快に流れ落ちる水は名水百選にも選ばれ、西日本随一の名滝には九州各地から人々が訪れます。



⑤国史跡土生遺跡公園

佐賀平野西部において最大規模と推定される、弥生時代中期の農耕集落遺跡です。



⑥祇園川・牛津川河畔

春になると2つの川の河畔一面を覆った菜の花は、まるで黄色い絨毯のようです。



⑦牛津赤レンガ館

玉屋デパート発祥の地。平成12年に近代遺産として登録有形文化財に指定されています。



⑧ムツゴロウ・シオマネキ保護区

ムツゴロウを保護するため、芦刈海岸の4.1kmをムツゴロウ・シオマネキの採捕禁止区域に指定しています。



⑨海遊ふれあいパーク

ムツゴロウや有明海の生き物たちを観察できるスポット。干潟体験場やムツゴロウ公園もあります。

各種委員・役員が決まりました

小城市の各種委員および役員が任命されました。委員・役員の方々には次のとおりです。

教育委員会委員(暫定)

教育委員長

山崎 和馬

委員長職務代表者

井上 狷介

教育長

江頭 友和

教育委員

大庭 敏伸

教育委員

江頭 隆明

固定資産評価

審査委員会委員(暫定)

松本 利憲

池田 薫

古賀久美子

本村 政義

固定資産評価委員

溝田 邦正

選挙管理委員会委員

選挙管理委員会委員長

山田 等

選挙管理委員

小柳平一郎

人権擁護委員

小城地区

秋山 勝美

眞子 忠敏

山崎 和馬

円城寺昌子

三日月地区

高田田鶴子

西村 俊治

牛津地区

永溪 俊行

芦刈地区

古川 恭子

蒲生 眺隆

小城市消防団

団長

副団長

牧瀬 紀春

中尾 隆尚

池田 喜慶

小林 正信

川崎 和矢

第9回

佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭

参加者募集

五月二十二日(日)、二十九日(日)及び十月三十日(日)に第九回佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭が小城・多久地区を主会場として行われます。

種目は二十六種目と数多く、岩手県で開催される第十八回全国スポーツ・レクリエーション祭につながっているものもあります。

参加料は選手・監督一人につき六百円(傷害保険料を含む)

申し込みは各公民館まで参加料をそえて四月十一日(月)までにお申し込みください。

【問い合わせ】

小城公民館

☎七三三三二一五

三日月公民館

☎七二二一六一六

牛津公民館

☎六三一八八一三

芦刈公民館

☎六六一二二二六

第9回佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭交流種目・日程一覧

種目名	期日	開催市町
グラウンド・ゴルフ	5月22日	多久市
ゲートボール	5月22日	芦刈町
壮年サッカー	5月22日	牛津町
ソフトバレーボール	5月22日	芦刈町
女子ソフトボール	5月22日	多久市
ラージボール卓球	5月29日	小城町
ターゲット・バードゴルフ	5月22日	牛津町
男女混合綱引	5月22日	多久市
年齢別テニス	5月22日	多久市
年齢別ソフトテニス	5月22日	小城町
バウンドテニス	5月22日	小城町
バドミントン	5月22日	牛津町
ボウリング	5月22日	多久市

種目名	期日	開催市町
マスターズ陸上競技	5月22日	佐賀市
インディアカ	5月22日	三日月町
フォークダンス	5月22日	三日月町
トランポリン	5月22日	佐賀市
ペタンク	5月22日	芦刈町
オリエンテーリング	5月22日	多久市
ハイキング	5月22日	小城町
リズムダンス	10月30日	佐賀市
3B体操	10月30日	佐賀市
ミニテニス	10月30日	佐賀市
よさこい	5月22日	三日月町
ニュースポーツ体験コーナー	5月22日	牛津町
ニュースポーツ体験コーナー	10月30日	佐賀市

平成17年度交通災害共済

交通災害共済に加入をされる方は、各自お早めに市役所各庁舎の総合窓口で加入手続きをお済ませ下さい。

(交通災害共済期間)

平成17年4月1日～平成18年3月31日

※4月1日以降加入された方は、申込日の翌日から共済対象となります。

◎問合せ先 総務課庶務係 ☎63-8800

「癒しの道」を歩いて見ませんか!

小京都 小城 ホテルの里ウォーク

開催日 平成17年5月28日(土) ※雨天決行

コース 20km/10km/6km

参加申込 平成17年4月1日(金)～5月16日(月)
(参加料 大人1,000円 小人500円)

- 郵便振込 ○郵送(現金書留、定額小為替)
- 直接申込のいずれか

応募締切日 5月16日(月) 必着

※応募要項等詳しいお問い合わせは下記まで。

小京都「小城」ホテルの里ウォーク実行委員会
市役所商工観光課内(小城庁舎又は芦刈庁舎)

☎73-8813 FAX73-8814

e-mail/y-kobayashi@town.ogi.saga.jp

市役所文書発送のお知らせ

市役所の文書(全戸配布)は**毎月第2木曜日と月末**に各区長に届きます。また、個人宛の文書については郵送されます。

標準小作料が改訂されます!!

標準小作料が、今年の4月から改訂されます。

この標準小作料については、農地の貸し手、借り手の小作契約の目安となるよう定められたもので、3年に一度、改訂が行われるようになっており、平成17年度からの標準小作料額を設定するために、旧町でそれぞれ標準小作料改訂(設定)協議会を開催し、十分な意見を聴き、各町の農業委員会が決定しました。

平成17年4月からの標準小作料については、下記の表のとおりです。

小城市標準小作料

農地区域	農地区分	標準小作料額(10a当り)	
		改訂後	改訂前
小城町	田(A地区)	25,000円	25,000円
	田(B地区)	19,000円	19,000円
	田(C地区)	10,000円	10,000円
	畑	標準額は定めない。	標準額は定めない。
三日月町	田	23,000円	25,000円
	畑	標準額は定めない。	標準額は定めない。
牛津町	田	25,000円	25,000円
	畑	3,000円	3,000円
芦刈町	田	25,000円	25,000円
	畑	5,000円	5,000円

※適用年：平成17年産米から

※適用始期：平成17年4月から

※標準小作料を算定するための主たる作物は、水稻、麦、大豆です。

※小城町の農地区分のA地区は〔県道多久～牛津線及び町道西川～新川橋線以南の土地基盤整備実施地域〕、B地区は〔A・C地区以外の地域〕、C地区は〔川内、桑鶴、江里山、石体、焼山、大塚、清水、寒気、本山の地域〕です。

(問い合わせ) 農業委員会 ☎63-8823

アルミ缶の回収を行います
 限りある資源を生かしましょう

とき 四月二十七日（水）
 午前九時～十一時

ところ 市役所小城市庁舎前

支払 当日、代金をお支払いします。

注意 *アルミ缶のみ回収いたします（スチール缶は回収しません）
 *缶は洗ってよく水切りをし、軽くつぶして透明な袋に入れてご持参ください。

問い合わせ
 市民課消費生活相談係
 ☎73-8800
主催 小城市消費者グループ

平成17年度焔博記念地域活性化事業費補助金(地域活動活性化枠) 募集説明会のお知らせ

佐賀県では、ボランティア団体・市民活動団体、NPO法人、自治会、婦人会、老人会などの市民社会組織（CSO）による自主的、自立的なさまざまな地域活動を支援します。

1、募集部門等

	はじめの一步部門	地域づくり活動部門
募集する活動	これから新たに自主的な地域活動に取り組むため、事業活動を始めるための事前調査や活動を具体化させるためのワークショップなどの準備段階の活動	自主的に新たに又は発展的に取り組むさまざまな地域活動
応募団体	これから新たに自主的な地域活動を始めようとする新設または予定並びに既設の団体、グループで、5名程度以上の地域住民等で構成されるもの	既設の団体・グループで、新たな地域活動を展開しようとする、原則として1年以上の活動実績がある10名程度以上の地域住民等で構成されるもの
補助額等	・一団体あたり10万円以内 ・補助率は、補助対象経費の10/10以内	・一団体あたり50万円以内 ・補助率は、補助対象経費の10/10以内
募集件数	30件(うち10件は高齢者活動枠)	50件

※活動内容は、保健、医療又は福祉の増進を図る活動等、特定非営利活動促進法に準ずる活動
 ※補助の対象経費には、施設及び設備の設置等は含まれません。

2、開催日時

- 4月6日（水）19：00～20時30分 鳥栖市中央公民館・研修室（1）（鳥栖市宿町807-17）
- 4月7日（木）19：00～20時30分 武雄市文化会館・大研修室A（武雄市武雄町武雄5538-1）
 19：00～20時30分 唐津市役所・旧広域圏大会議室（唐津市西城内111）
- 4月8日（金）19：00～20時30分 佐賀市iスクエアビル・5階大会議室（佐賀市駅前中央1-8-32）

3、問合せ先 佐賀県 暮らし環境本部 県民協働課（CSO活動支援担当）田中、松本

☎0952-25-7374 FAX0952-25-7338 Eメール tanaka-hiroyukia@pref.saga.lg.jp

「老化」について



小城市民病院院長
佐藤 彬

① 平均寿命と健康寿命

二〇〇三年の平均寿命は女性が八五・三歳、男性は七八・四歳でそれぞれ世界第一位、三位と日本は有数の長寿国です。平均寿命とは「今生まれた子供が何も無ければここまで生きられるであろうと予測された年月」の事で乳幼児期の死亡率が大きく関与します。

一方、健康寿命とは平均寿命から寝たきりや痴呆などの要介護状態になった年月を引いたもので「自立寿命」とも呼ばれます。今の日本では平均寿命から健康寿命を引いたものが六年以上もあります。即ち、平均すると日本人は死ぬ前六年間は人の世話になっていると言う事で平均寿命が長ければ良いわけではなく本当は健康寿命の方が大切と言う事です。

② 人間の寿命

哺乳動物の寿命は性成熟までの期間の五、六倍と考えられ、人間の寿命は百二十歳くらいです。ゾウ百歳、ガラパゴスゾウガメ百七十五歳など

の長生き動物もいます。

③ 老化とは

若い細胞は盛んに分裂していますが、老いた細胞の分裂は減ってきます。細胞分裂の衰えこそが老化の原因です。人の細胞の染色体の両端にあるテロメア遺伝子は細胞分裂する度に短くなっていき、一定の長さになると分裂できなくなり、その時が老衰死となります。

④ なぜ老化が起きるのか 活性酸素

人間は成長期が終わったら、もう老化が始まります。老化の大きな原因は活性酸素という物質です。活性酸素とは人が普通に呼吸しているも発生する五%位活性のある酸素の事です。

体内に入ってきた有害物質を処理するための強い酸素です。これが多くなると有害物質だけでなく自分の細胞をも酸化させ、老化します。それほど強い作用を持っていますから活性酸素を処理する酵素をヒトはちゃんと持っています。

ところが二十五歳を過ぎますとその酵素は年と共に減ってきますし、タバコや食べ過ぎ、飲み過ぎ、激しい運動、排気ガスなどが活性酸素を発生します。

活性酸素を上手に処理するには、軽い有酸素運動と抗酸化物質を含む食品で、ビタミンC、ビタミンEと補酵素Qなどです。

⑤ 老化に関するトピックス

*不死化細胞・筑波大学で、前述しましたヒトの寿命を支配しているテロメア遺伝子を復元する酵素が見つけれられ寿命の延びる可能性が出てきました。

*アメリカでの成長ホルモン注射・成長ホルモンには成長が止まった後も重要な作用があり、骨の発育、筋力増強、全身細胞の活性化など現代の若返り薬として、その注射が目ざされています。

*老化を防ぐ新常識十箇条
東京都老人総合研究所で同一人物を長期、大規模追跡調査の中間報告がなされました。

日本人で一五〇〇人もの本格的調査は初めてで、老化に関して新しい事が色々分かってきています。

⑥ より良い老化を迎えるために

老化には非常に個人差があります。

遺伝もありますが、日ごろからの日常生活に対する注意の積み重ねの差が老化の差となります。老化防止の特効薬はありませんが、活性酸素の過剰発生を抑えるような運動と食事に対する注意が大切と思われる。



今日は市報おぎになって
第一回の健康コーナーです
ので大きなテーマとして
「老化」についてお話し
したいと思います。
最近老化について色々
分ってきた事がありますし、
また、平均寿命が八十歳を
超えるようになった今日、
老化について正しい知識が
必要と思われます。

暮らしの
生活情報

* 国民生活センター注意情報 *

自動車・プラズマテレビなど
高額商品の当選商法に注意!

「当選した」「景品が当たった」「あなただけ選ばれた」などと、特別な優位性を強調して着物や浄水器、アクセサリなどの商品を契約させる当選商法は以前からあります。ところが、最近は「インターネット懸賞で自動車や当選した」「懸賞でプラズマテレビが当選した」等、高額な商品が懸賞で当選したので、税金や登録費用、送料等諸経費を支払うよう携帯電話や電子メール、はがきなどで通知があったが大丈夫か、という相談が寄せられ、相談件数は急増傾向にあります。

そして、中には実際に税金や登録費用等を支払っても「自動車が届かなかった」「事業者と連絡がつかなくなり、自動車が届かなかった」という相談もあります。

相談者は、「多くの懸賞にインターネットで応募していたが、自動車に応募したかどうかは覚えていない」「インターネットでさまざまな懸賞サイトに応募しており、今回連絡が来た所も応募したのかもわからない」と思い話を聞いてしまった」などと言っている人もいることから、インター

ネット等の懸賞に安易に応募していることも背景にありそうです。

また、懸賞に応募したときに記入した、電話番号、メールアドレス等が使われている可能性があります。

昨今、利用した覚えがない有料アダルト番組の利用料、ツーショットダイヤルなどの架空の情報料、債権を請求する文書が電子メール、はがき、封書、電報で届く、いわゆる「架空請求」の相談が急増しています。

ここに紹介した手口は、自動車を手するための登録手数料、重量税、自賠責保険等の諸経費として十数万〜三十万円を請求したり、高額なテレビの送料として数万円を請求する手口で、新しいタイプの当選商法を利用した架空請求として注意が必要です。

※相談事例

(自動車の相談)

○携帯に懸賞で車が当たったと電話があった。確かに、昨年多くの懸賞にインターネットで応募していたが、車に応募したかは覚えていない。携帯電話番号も入力して応募していた。経費で

二十万円かかるといわれたが、いつ払うのかはまだ聞いていない。信用できるか。

○懸賞で二百万円程度の車に当選したので登録料約二十万七千円前払いしてくれという電話があった。ホームページを閉じるので、一〜二年前に懸賞に応募した落選者の中から再抽選をしたところ、当選したという話だが様子がどうもおかしい。応募した覚えはなく、なんとなく不審。

○車の懸賞に当選したので、諸費用三十五万円を負担してほしいと言われた。自分にはよく懸賞に応募していたが、一年前に応募した懸賞のことだったので、問い合わせたところ、自分より前の当選者が免許を取得できず、権利を失ったため私のところに回ってきたと言われ、信用して諸費用を支払ったが、車を納車すると言われた日から連絡がつかない。不安。

(テレビの相談)

○懸賞でプラズマテレビが当選した、とはがきが来たので自宅から電話した。なぜ当選したのか尋ねたら、イ

ンターネットの懸賞で当たったという。送料四万円振り込んでというが、信用できるか。

○プラズマテレビが当選したというはがきが届き、問い合わせの電話をしたところ、テレビを送る送料や電気取付料等工事費用約三万円を先に振込むように言われ、すぐ振込んだ。一週間経っても商品が届かず、業者に電話をかけたがつながらない。どうしたらよいか。

消費者へのアドバイス

- (一) 心当たりがなければ払わない。
- (二) 小城市消費生活相談窓口にご相談をしてみる。
- (三) これ以上、電話番号などの個人的な情報は知らせない。
- (四) 請求のはがき、封書、電子メール等は保存しておく。
- (五) 根拠のない悪質な取り立ての場合は、警察に届けておく。

消費生活相談日

毎週水・木曜日

時間 午前10時〜午後4時
場所 小城市庁舎 相談室

来庁の際は電話等で予約して下さい。

市民課消費生活相談係

☎七三ー八八〇〇

国民健康保険

加入するとき、やめるとき届出が必要です

これから、年度替わりに伴って、就職・進学・退職と国民健康保険の資格異動の該当者も多くなってきました。今回は、その手続きを忘れずにやっていただくために、国民健康保険制度についてお知らせします。

国民健康保険制度(国保)について

国保は、地域保険ともいわれ職場の医療保険の加入者や生活保護を受けている人たち

国保の手続きが遅れた場合

届出が遅れると次のようなトラブルのもとになります。

- * 保険税をさかのぼって払わなければならないことがあります。
- * 医療費を全額自己負担しないといけないことがあります。
- * あとで医療費を返さないといけないことがあります。

届出は14日以内に

国保に加入するとき、やめるとき

加入するとき

- 1 他市町村から転入したとき
- 2 職場の健康保険などをやめたとき
- 3 子どもが生まれたとき
- 4 生活保護を受けなくなったとき

国保をやめるとき

- 1 他市町村へ転出したとき
- 2 職場の健康保険などへ入ったとき
- 3 死亡したとき
- 4 生活保護を受けはじめたとき

を除く、全ての人が加入する保険です。

私たちは、いつ病気になったり、けがをするかもわかりません。そんな時にもお金の心配をせずに、お医者さんにかかれるよう、みんなでお金を出し合って医療費に充てる助け合いの制度です。

国保に加入する人

主に、自営業者、退職等で職場の健康保険をやめた人、農業・漁業の従事者、パート・アルバイト等で職場の健康保険に加入していない人、外国人登録をされていて日本に一年以上滞在する人等です。

保険証の交付

保険証は今年から一人一枚

交付しております。カードになっていきますので大切に保管してください。

退職者医療制度について

長い間会社や役所に勤め退職された方、また、その被扶養者の方は、七十五歳（一定の障害のある人は六十五歳）になるまでの間、退職者医療制度の適用を受けることになります。

《対象となる人》

- 次の条件の全てに該当する人とその被扶養者です。
- 国保に加入している
- 老人保健制度の適用を受けていない
- 厚生年金、共済組合の老齢（退職）年金の受給権者で、その加入期間が二十年以上あるか四十歳以降に十年以上ある

年金証書をもらったらすく届出を

年金の受給権が発生し、年金証書をもらったらすく（十四日以内）届出をお願いします。届出にこられる時に、年金証書、保険証、印鑑を持参ください。

七十歳以上の高齢受給者証をお持ちの方

病院で受診される時、保険証と高齢受給者証を提示されましたが、これからは、保険証一枚で済むようになります。

負担割合が表示されました

国民健康保険 退職被保険者証	交付年月日 平成17年 3月 1日
記号 小城	有効期限 平成17年 7月31日
資格 前期高齢者【一部負担：1割】	番号 000000
氏名 小城市桜子	性別 女
住所 佐賀県小城市〇〇町 〇〇〇番地〇〇	
生年月日 昭和 年 月 日	世帯主名
取得年月日 平成 年 月 日	該当年月日 平成 年 月 日
	発効期日 平成17年 3月 1日
保険者住所 佐賀県小城市小城町 253番地21	保険者番号 6:7:4:1 0:0:8:4
T E L 0952-73-8802	保険者名 小 城 市

国保の問い合わせ
国保年金課

☎七三ー八八〇二

在宅介護支援センターだより

基幹型在宅介護支援センター（三日月庁舎 高齢障害福祉課 高齢福祉係）

市の高齢福祉サービスを紹介します

家事支援のためのサービス軽度生活支援事業

けがやかぜのために寝込んでしまった時一人暮らしの高齢者の場合、買い物や食事の準備に困ってしまいます。そんな時の家事支援サービスです。社会福祉協議会のホームヘルパーが家事のお手伝いをします。

1 利用できる方

一人暮らしの高齢者、高齢者だけの世帯、これに準じた世帯で日常生活の援助が必要な人で介護保険の認定を受けていない人

ただし、地域ケア会議で利用を認められることが必要です。

2 サービスの内容

屋内の掃除、外出時の援助、食事食材の買物、洗濯など

3 利用料（1時間あたり）

一般世帯 200円 生活保護世帯 100円

虚弱な方の閉じこもり防止のための

生きがいデイサービス事業

介護保険サービスのデイサービス対象とまではならないが、虚弱な方で閉じこもりが心配される方を送迎し、楽しみや社会とのかかわりを持っていただくためのサービスです。生きがいデイサービスは、三日月町は生きがいデイサービスセンター、その他の町は各保健福祉センターで行っています。

1 利用できる方

おおむね60歳以上の一人暮らし高齢者で家に閉じこもりがちな人で介護保険の認定を受けていない人

ただし、地域ケア会議で利用を認められることが必要です。

2 サービスの内容

健康チェック、入浴、食事、機能回復訓練、創作活動、自宅までの送迎など

3 利用料（1回あたり）

600円

お問い合わせ

市役所高齢障害福祉課高齢福祉係	☎73-8820
(小城町担当) 清水園在宅介護支援センター	☎72-1365
(三日月町担当) 鳳寿苑在宅介護支援センター	☎72-1786
(牛津町担当) るんびに園在宅介護支援センター	☎86-5710
(芦刈町担当) あしはらの園在宅介護支援センター	☎51-5033

■平成17年度の65歳以上の方の段階別保険料額

保険料段階	対象者	算式	保険料
第1段階	生活保護を受給している方、世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方	基準額×0.5	月額1,868円 (年額22,416円)
第2段階	世帯全員の市町村民税が非課税の方	基準額×0.75	月額2,802円 (年額33,624円)
第3段階	本人の市町村民税が非課税の方(世帯に課税者がいる場合)	基準額	月額3,736円 (年額44,832円)
第4段階	市町村民税が課税されており、前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	月額4,670円 (年額56,040円)
第5段階	市町村民税が課税されており、前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5	月額5,604円 (年額67,248円)

介護保険料は、平成十七年四月一日現在の世帯における同年度の市町村民税の課税状況などにより算定します。

このため、平成十七年度の介護保険料が確定するまでの納付方法は、次のとおりです。

六十五歳以上の方の介護保険料のお知らせ

■特別徴収(年金天引き)

四月・六月・八月の納付額は、まだ、平成十七年度の課税状況が確定しないため、二月と同額を天引きするようになります。

十月・十二月・二月の納付額は、確定した年額保険料より四月から八月までに納付した額の差額を納付していただきます。

■普通徴収(納付書・口座振替)

四月から七月までは、平成十七年四月一日(賦課期日)現在の世帯の状況と、前年度市町村民税の課税状況等により算定した保険料を暫定的に徴収することになりますので、送付される納付書または口座振替により毎月納付してください。納入通知書は、四月中旬に送付します。

■四月二日以降に六十五歳になる方

介護保険料の通知書と納付書を六十五歳になる月の翌月に送付します。徴収方法は、普通徴収となりますので、送

付される納付書または口座振替により毎月納付してください。(年金を受給されている方でも、すぐに年金天引きにはなりません)

※65歳の方の保険料の計算例(1/10生まれの方の例)

資格取得月が1月なので、例えば

1月分 3,000円	2月分 3,000円	3月分 3,000円
---------------	---------------	---------------

の場合、資格取得月の分は翌月以降に配分し

2月分 4,500円	3月分 4,500円
---------------	---------------

となりますので、ご了承ください。

介護保険料の減免

火災などの特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、保険料徴収を猶予したり、減免等の制度があります。

また、保険料段階が第二段階で世帯全員の前年収入金額が、単身世帯で八十八万円以内(世帯員が一人増えるごとに四十一万円加算)等の要件に該当する方に対して、保険料を減免します。申請は、七月下旬から受け付けます。市の高齢福祉係が佐賀中部広域連合で申請してください。

口座振替が便利です

手続きは、納入通知書に同封されている申込書に記入してポストに投函するだけで簡単です。

■平成十七年度の納期限は

	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
4月	5月2日	4月15日	10月	10月31日
5月	5月31日	—	11月	11月30日
6月	6月30日	6月15日	12月	12月28日
7月	8月1日	—	1月	1月31日
8月	8月31日	8月15日	2月	2月28日
9月	9月30日	—	3月	3月31日

※特別徴収は年金支払日

■お問い合わせ

高齢福祉係

☎七三二八八二〇

佐賀中部広域連合

☎四〇一一一一

お詫び 3月号市報で紹介したるんに園在宅介護支援センターの北島一美さんは平川絹子さんの誤りでした。訂正してお詫びいたします。

施設紹介

みんなのまちの公民館

子供からお年寄りまで一人ひとりが“よりよく生きる”知恵を身につけるための学習・文化活動の拠点として、また、生涯学習の各種講座やグループ・サークル活動、地域のみなさんの交流の場を提供していきます。

小城公民館

小城公民館は3階に大ホール（大集会場と大会議室に分けて使えます）、2階に54畳の和室と教養室、パソコン室とピアノ室があり、1階では小会議室、調理実習室が利用できます。

また、エレベーターもありますので、ご高齢の方でも安心してお使いください。

小城公民館 ☎73-3215



牛津公民館

牛津公民館は、公民館が主催する事業および地域住民の自主的な研修会やサークル活動の活動拠点として積極的に利用されています。また、隔週土曜日には子どもたちの体験活動“津の里ミュージアム”が行われ、地域の大人と子どもを結び付ける拠点となっています。

※3月1日から牛津公民館は“牛津庁舎北別館”に移転しました。

牛津公民館 ☎63-8813



芦刈公民館

芦刈公民館の事務所は、芦刈庁舎の向かい側にある芦刈農村環境改善センターにあり、芦刈校区の地域コミュニティ活動の拠点として積極的に利用されています。

「多目的ホールホール」では子どもたちのクラブ活動等、「会議室」・「和室」・「娯楽室」・「調理室」では各種サークル活動等にご利用いただいています。

芦刈公民館 ☎66-1216



クリスマスケーキ作り(芦刈公民館)

小城市生涯学習センター（三日月公民館）

多目的文化ホールは、文化活動の発表・創造の場として、舞台（幅14m×奥行10m）と504席の可動収納席を備えています。コンサート、講演会をはじめ各種イベントや軽スポーツなど多彩な催しものに利用できます。ふれあい公園のテニスコートは、夜間照明つきです。

三日月公民館 ☎72-1616



みんなの小城市民図書館

「旧三日月町図書館」と「旧小城町立図書館」は合併して、「小城市民図書館」となり、市民の皆さんの生涯学習と情報発信の拠点として図書館サービスを行います。

また、牛津町や芦刈町でも公民館内に図書分室がオープンされることとなっています。現在、準備作業を行っているため、当分の間ご迷惑をおかけしますが市民図書館三日月館、小城館をご利用ください。

小城市民図書館 三日月館

蔵書数約12万冊。“ほっとするね窓辺に光 わたしの図書館”のように、窓辺にやさしい光がさしこむ明るく開放的な図書館です。書架や床に自然木を取り入れているので、圧迫感がなく利用者にやさしい施設です。館内には10代の若者の利用が多い「ティーンズルーム」、親子で読書が楽しめる「おはなしの部屋」などくつろげるスペースが各所にあります。（旧牛津町・旧芦刈町の方は新規にカードをつくることができます。住所が確認できるものをお持ちになり、カウンターまでお越しください。）



小城市民図書館 三日月館 ☎72-4946

小城市民図書館 小城館

蔵書数10万5,000冊。小城公園の東にあり、毎日小さなお子さんからお年寄りまでたくさんの方々にご利用いただいています。小さい頃から本に親しんでもらおうと毎週土曜日には「おはなし会」を開いています。春先には「ホタルのお話会」、夏休みに「工作教室」、クリスマスには「人形劇」、一般向けの各種教室なども開催しています。（小城市内在住・在勤・在学・在園の方はどなたでも図書館カードを作ることができます。ぜひご利用ください。）



小城市民図書館 小城館 ☎71-1131

ふるさとの歴史

小城市立歴史資料館

小京都小城の歴史と文化を展示テーマに、遺跡の出土物、古文書、実物資料、模型などで小城周辺の歴史を紹介しています。この常設展の他に企画展や「古文書講座」「小城ふるさと学」などの講座もおこなっています。

これから小城市の歴史を広くみなさんに紹介できる施設をめざしていきます。

小城市立歴史資料館 ☎71-1132

中林梧竹記念館

小城出身の書家で明治大正期に活躍した中林梧竹の作品や遺品を展示しています。



現在、梧竹作品を約350点所蔵、定期的に30点位ずつ紹介しています。年に1回特別展も開催しており、全国各地から梧竹さんのファンが多数来場されています。

“梧竹のふるさと”から幅広く梧竹さんのことを紹介していきます。

中林梧竹記念館 ☎71-1132



子どもの遊び場・子どもの居場所です。ぜひ一度遊びに来てみませんか。
夕方5時から7時までは中高生の居場所です。

【センターの利用について】

利用対象者

- ・ 0歳～18歳までの児童とその保護者（小学校入学前の児童の利用は保護者同伴とする。また、校区外からの小学生の来館については、保護者同伴かもしくは小学校の外出の約束に従って来てください。）
- ・ 児童センターを支援する地域の大人

閉館日

- ・ 毎週火曜日、毎月第2木曜日、勤労感謝の日、祝祭日の翌日
- ・ お盆（8月13日～15日）、年末年始（12月28日～翌1月4日）

開館時間

- ・ 小学生以下は、午前10時から午後5時（夏季は午後6時）
- ・ 中学生以上は、午前10時から午後7時
- ・ 日曜日は午後6時まで

児童運営委員・大人サポーター募集

児童センターのイベントや、普段の活動の中で活躍してくれる児童運営委員（小学6年生～高校3年生）を募集します。自分の力を試してみませんか。やる気のある人待っています。

小城市内在住で、児童と遊んだり、いろいろな講座の講師やイベントの準備をしていただける大人サポーターを募集します。

詳しくは、児童センターにお尋ねください。

施設内では、安全に気をつけ、各自の責任でご利用ください。また、みんなが気持ちよく過ごせるように、利用にあたって次のことにご協力ください。

- ・ センターを利用するときは、必ずカウンターで利用票に記入しましょう。
- ・ 個人登録をして、ゆうゆうカードを発行してもらくと、機器や物品を借りることができます。（パソコン、楽器、DVD、ビデオ、卓球、バドミントン、オセロなど）
- ・ 大声を出したり、あばれたり、人の迷惑になる行為はできません。
- ・ 館内外、すべての場所が禁煙です。

※毎日の行事が入った詳しいお便りは、児童センターをはじめ、各保健福祉センター、ドウイング等市内の各公共機関に常設しています。

☆四月からの「こころ工房」会員メンバーを募集します☆
季節の遊びや手遊び、お母さん同士の仲間づくり、育児相談等の子育てサークルです。
対象 就園前のお子さんや、赤ちゃんをお持ちの保護者の方なら誰でもOK！
日時 第一・第三木曜日 10:30～11:30
〈詳しくは児童センターまで〉

*** 4 月のおたより ***

絵手紙教室

講師の先生が
教えてくれるよ!

日 時 / 毎月第2・4土曜日
14:00~

対 象 / どなたでも自由に参加できま
す

受 付 / 当日 (参加自由)

持ってくる物 /
自分が描く野菜など

やってみよう

日 時 / 4月29日 (金)
30日 (土)

常時開催

「こいのぼり (工作)」

対 象 / どなたでも自由に参加できま
す

ただし幼児は保護者同伴です

受 付 / 当日 (参加自由)

おはなし会

おはなし2つと
いろいろな遊びがあるよ

日 時 / 毎月第1・第3月曜日
①11:00~
②16:00~

対 象 / どなたでもOK!

受 付 / 当日 (参加自由)

乳幼児向け

映画上映会

何の映画があるかは
お楽しみに☆

日 時 / 4月3日 (日)
11:00~ / 14:00~

対 象 / どなたでもOK!

受 付 / 当日 (参加自由)

ゆうゆうキッズ

週ごとに歌やダンス、
工作など楽しい
企画満載! おともだちも
つくろう!

日 時 / 毎週金曜日 10:30~
※4/1と4/29は
ありません。

対 象 / 乳幼児とその保護者

受 付 / 当日 (参加自由)

クラフト教室

自分でおもちゃを
作ってみよう!

日 時 / 4月2日・16日 (土)
10:30~

「木でつくる
ブロックパズル」

対 象 / 小学生以上

(親子での参加もOK)

受 付 / 当日 (参加自由)

中高生向け

手芸教室

日 時 / 毎週月曜日「手芸」15:30~
毎週水曜日「あみもの」16:00~

※今月の手芸は「タオルで作るぬいぐ
るみ」

※毛糸は100円で販売もしています。

対 象 / 小学生以上

受 付 / 当日 (参加自由)

持ってくる物 /
毛糸、編み棒、タオルなど

バンド講習会

スタジオ利用希望者は、
必ず初めに利用講習会を
受けてください。

日 時 / 第2月曜日(ドラム)17:00~
第4月曜日(ベース・ギター)
17:00~

対 象 / 中学生以上

受 付 / 当日カウンターへ
(事前受付可)

★子育て講座

日 時 / 4月13日 (水)
10:30~

「子育て仲間をみつけよう
~一人で悩んでいませんか~」

対 象 / 乳幼児をもつ保護者

受 付 / 4/4 (月) より

定員はありません

※当日はボランティアの方による託児
も行います。

★料理教室

日 時 / 4月17日 (日)
14:00~

「ポテトパンケーキ」

対 象 / 小学生以上

受 付 / 4/4 (月) より

先着12名

※材料費300円を当日徴収します

★茶道教室

日 時 / 毎月第1土曜日
10:30~

※ただし、4月は16日に行います。

対 象 / 小学生以上

受 付 / 4/4 (月) より

先着15名

※4月~9月までの全6回の教室です
※菓子代600円(1回100円×6回)を初回
の4/16に集めます。

★華道教室

日 時 / 毎月第2日曜日
(4/10) 10:30~

対 象 / 小学生以上

受 付 / 4/4 (月) より

先着20名

※4月~9月までの全6回の教室です
※花材費1,200円(1回200円×6回)
を初回の4/10に集めます。

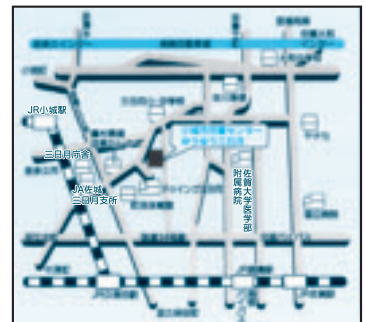
募集

★講座・教室の申し込みについて

★のついた講座は申込制です。

講座の申し込みは4月4日(月)から行います。児童センターへ本人または保護者が電話かカウンターで申し込みをしてください。定員に限りがある講座については、先着順となります。

小城市児童センター ☎72-1300



情報いろいろ

佐賀県育英学生（高校在学）募集

【対象】高校（高専・専修学校を含む）に在学している方で、学費の支払いが困難な方※対象とならない学校、学年があります。

【貸与額】

月額 一八、〇〇〇円（国立・私立・自宅・自宅外通学で異なります）

【返済方法】

卒業後半年間据え置き、育英資金は十年以内、奨学資金は、二十年以内に分割返済

【申込方法】

在学中の高校を通じて願書を提出してください。

【願書締切】

五月十日（火）必着

【問合せ先】

佐賀県教育庁総務課
☎二五―七二二三

職業訓練受講生募集

平成十七年六月期の受講生を募集します。

【応募資格】

雇用保険受給者資格者等

【募集訓練科】

オフィスワーク・事務科

（定員）一五名

建築情報オペレーション科

（定員）一五名

【申込期限】五月十日（火）

【入所日】六月三日（金）

【訓練期間】三ヶ月

【訓練時間】

月々金曜日

九時三十分～十五時三十分

【申込先】各職業安定所

◎毎月職業訓練説明会を実施しています。

【問合せ先】

雇用・能力開発機構佐賀センター
☎二四―四二三一

青年海外協力隊募集

『青年海外協力隊』

【募集期間】

平成十七年四月十日（日）～五月二十日（金）

【募集人数】約八百名

【募集職種】農林水産、加工、保守操作、土木建築、保健衛生、教育文化、スポーツ

の七部門約百四十職種

【応募資格】満二十歳から満

三十九歳（五月二十日現在）までの日本国籍を持つ方

【応募方法】所定の願書に必要事項を記入し、JICA青年海外協力隊事務局まで郵送してください。（五月二十日必着）JICAホームページから直接応募も可能です。

【青年海外協力隊・短期派遣】

【募集期間】平成十七年三月二十八日（月）～五月七日（土）

【募集分野】農林水産、加工、保守操作、土木建築、保健衛生、教育文化、スポーツの七部門

【応募資格】満二十歳から満三十九歳（五月七日現在）までの日本国籍を持つ方

【応募方法】所定の願書に必要事項を記入し、JICA青年海外協力隊事務局まで郵送してください。（五月七日消印有効）書類はJICAホームページからダウンロードできます。

【問合せ先】

JICAプラザ
☎〇二―〇一三二―五九三二
<http://www.jica.go.jp/>

「ヤングネットワーク・ウィング2005」団員募集

【募集人員・資格】

①班長（募集人員・資格）

・男女各一名

満三十歳以上四十歳未満で佐賀県内在住（平成十七年四月一日現在）

②一般団員（募集人員・資格）

・二十八名

満二十歳以上三十歳未満で佐賀県内在住（平成十七年四月一日現在）

【応募方法】

①申込先

居住地の市役所・又は役場まで

②申込用紙

佐賀県子ども課まで

【募集期間】

平成十七年四月一日（金）～五月十日（火）

【日時】平成十七年五月二十二日（日）

【場所】若楠会館（佐賀市内）

【問合せ先】佐賀県子ども課

☎二五―七三二二

保育士受験対策講座

佐賀県社会福祉会が全国統一試験にむけて国家試験「保育士」の受験対策講座を開講します。

【日程】

五月二十九日（日）

（社会福祉・保育原理）

六月十二日（日）

（小児保健・児童福祉）

六月二十六日（日）

（教育原理／養護原理・小児栄養）

七月十日（日）

（発達心理学／精神保健・保育実習の筆記）

【会場】佐賀女子短期大学

【定員】百名

【受講料】一万円（テキスト・資料代三千円を含む）

【問合せ先】佐賀県社会福祉会

☎三六―五八三三

第二十八回佐賀県消防職員意見発表会

火災・救急・救助など、現場で活動するファイヤーマンの熱い話を聴いてみませんか？

狂犬病予防注射は 毎年1回必要です！

平成17年度狂犬病予防注射を下記の日程で実施します。登録をされている方には、通知書を送付していません。

(新市の鑑札も通知書に同封していますので、付け替えてください。新たに申請をする必要はありません。)

○新しく犬を飼いはじめた時や子犬が生まれて91日以上経過した時は、登録申請が必要です。

○登録後、死亡等のため現在犬を飼われていない方は、届出をしてください。

○犬のフンの後始末は、飼主で処理をお願いします。

平成17年度小城市狂犬病予防注射日程表

どの場所でも注射を受けられますので、ご都合のよい場所で受けてください。

月日曜	実施場所(旧名称)	時 間
10日	小城市役所三日月庁舎(三日月町役場)	9:30~11:30
	小城市役所牛津庁舎(牛津町役場)	14:00~16:00
11月	小城公民館晴田支館(小城町晴田支館)	10:00~11:30
	小城公民館三里支館(小城町三里支館)	14:00~15:30
12火	小城公民館岩松支館(小城町岩松支館)	10:00~11:30
	小城市小城公民館(小城町中央公民館)	14:00~15:30
4 13水	J A 佐城砥川支所(牛津町)	10:00~11:30
	小城市役所牛津庁舎(牛津町役場)	14:00~15:30
14木	織島浄化センター(三日月町)	10:00~11:30
	小城市三日月体育館(三日月町民体育館)	14:00~15:30
15金	小城市役所芦刈庁舎(芦刈町役場)	10:00~11:30
	小城市役所芦刈庁舎(芦刈町役場)	9:30~11:30
17日	小城市小城公民館(小城町中央公民館)	14:00~16:00

これまでに登録を済ませている場合は、**3,050円 / 1頭**となります。(予防注射代2,500円 + 予防注射済票交付手数料550円)

登録をされていない場合は、**6,050円 / 1頭**となります。(予防注射代2,500円 + 予防注射済票交付手数料550円 + 登録手数料3,000円)

※問合せ先

小城市役所 生活環境課 ☎73-8803まで

どなたでも入場できますので、お気軽にお越しください。

(入場無料)

【日時】

平成十七年四月十二日(火)

午前十時～

【場所】

アバンセホール(佐賀市)

【問合せ先】

佐賀県消防長会事務局

(佐賀広域消防局総務課)

☎三三三-六七六三

Consultation

各種相談

相談名	相談日	場 所	時 間
消費生活相談	毎週水・木曜日	小城庁舎 相談室	10:00~16:00
健康相談	毎週月曜日	三日月町ゆめりあ	9:30~11:30
		芦刈町ひまわり	
	毎週金曜日	小城町桜楽館 牛津町アイル	9:30~11:30
医師による健康相談	毎週金曜日	小城町桜楽館	14:00~15:00
行政相談	第3金曜日	小城 永岡荘	10:00~15:00
	第2木曜日	三日月環境改善センター	10:00~15:00
	第4水曜日	牛津公民館	10:00~15:00
	第1火曜日	芦刈 保健センターひまわり	10:00~15:00
年金相談	第3月曜日	小城3-3会議室	10:00~15:00

Wagamachi

よかところがまち紹介文書(三瀬村)

やまびこ交流館(昭和初期の農家住宅がここによみがえる…)

江戸時代から続く、寄棟づくりの家には心があたたかくなるような、そんな心地よさがあります。道路改良工事に伴い移転を余儀なくされ移築し、茅葺きと瓦葺きの農家の住宅をモデルに作られたやまびこ交流館。こころが響きあう、素敵なおとこです。また、中にはいろいろも設置され1棟まるごと貸切りで宿泊もできます。土蔵には昔の農機具も展示され見学も自由です。

問い合わせ先

やまびこ交流館 ☎0952-56-2150

営業時間 10:00~17:00

休館日 毎月第2水曜日



2005

4

第2号



風景

ふるさと



シリーズ2
桜花らんまん！

春の小城公園

小城市の春の象徴と呼べるのが「小城公園」。桜の名所として全国的に知られており、春になると三、〇〇〇本の桜が咲き誇ります。

小城公園の桜は、初代小城鍋島藩主元茂、二代直能が、当時屋敷のあった一帯の丘（娑婆岡）にたくさんの桜を植え、その桜の見事さは遠く京の都までも噂されたと伝えられています。

現在でも昔の面影はそのまま残っており、平成二年「全国さくら名所百選」にも選ばれています。

五月には満開のつつじが、また、六〜七月にかけて螢川のホテルがみなぎりを迎えてくれるでしょう。

市報 **おぎ** 2005 4 第2号

発行/小城市 編集/秘書広報課

〒849-0302
佐賀県小城市牛津町柿樋瀬1100番地1
TEL 0952-63-8800 FAX 0952-63-8808
E-mail info@city.ogi.lg.jp
U R L <http://www.city.ogi.lg.jp/>



人のうごき

平成17年3月1日現在（前月比）

人口	>>>	47,046人(+6)
男	>>>	22,418人(-3)
女	>>>	24,628人(+9)
世帯数	>>>	14,226戸(+10)